

埼玉県防災学習センター条例

平成六年三月三十一日  
条例第十二号

改 平成 九年 三月二八日条例第一一号 平成一七年 三月二九日条例第三〇号  
正  
平成一七年 七月一二日条例第八六号 平成一七年一月二六日条例第一〇四号

平成二〇年 三月二五日条例第八号

埼玉県防災学習センター条例をここに公布する。

埼玉県防災学習センター条例

（設置）

第一条 県民が防災について学習する機会を設けることにより、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するため、埼玉県防災学習センター（以下「センター」という。）を鴻巣市袋字大根袋三十番地に設置する。

一部改正〔平成一七年条例八六号・一〇四号〕

（業務）

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 展示室、防災ライブラリー及び研修室並びに附属設備の利用に関すること。
- 二 災害及び防災に関する資料の収集、展示及び提供に関すること。
- 三 災害及び防災に関する知識の啓発及び普及に関すること。
- 四 防災に関する相談に関すること。
- 五 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休館日）

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。）
  - 二 月曜日（その日が休日又は県民の日を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十八号）に規定する日に当たる場合を除く。）
  - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成二〇年条例八号〕

（利用時間）

第四条 センターを利用することができる時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

（遵守事項及び知事の指示）

第五条 知事は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（損害賠償）

第六条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設、設備若しくは展示物を損傷し、又はセンターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの禁止等）

第七条 知事は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、センターからの退去を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第八条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第

六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる業務
  - 二 センターの施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第三条から第五条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

全部改正〔平成一七年条例三〇号〕

(指定管理者の指定の手續)

第九条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。
- 一 県民の平等なセンターの利用を確保することができること。
  - 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
  - 三 センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
  - 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
  - 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(指定管理者の公表等)

第十条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(管理の基準等)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
  - 二 センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
  - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
  - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(指定の取消し等)

第十二条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
  - 二 第九条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
  - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
- 3 第十条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十三条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例三〇号〕

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成九年条例一一号・一七年三〇号〕

附 則

この条例は、平成六年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十八日条例第十一号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日条例第三十号)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
2 改正後の埼玉県防災学習センター条例（以下「新条例」という。）第八条第一項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第八条第一項、第九条及び第十条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成十七年七月十二日条例第八十六号)

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。（後略）

附 則 (平成十七年十二月二十六日条例第四百四号)

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則 (平成二十年三月二十五日条例第八号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。